

シンビオ社会研究会名誉会員に関する理事会の内規

(定款第 6 条(6)及び第 5 条 5 に基づき、令和 7 年 5 月 29 日理事会にて決定)

1. 対象

これまで本会の正会員であって会長、副会長を歴任し、多年にわたり本会の事業推進に顕著な貢献をしたもの。

2. 推薦と委嘱

会長は、1 の対象の名誉会員候補を理事会に諮り、賛同を得て委嘱する。

3. 任期

本人から退任の申し出のあるまで自動継続する。

4. 任務

理事会に出席、ないし会長の諮問に応じ書面により、適宜高所より本会の事業推進に資する意見を具申する。ただし理事会の議決には加わらない。